

氷見市下水道事業経営戦略

公共下水道事業
特定環境保全公共下水道事業
農業集落排水事業
漁業集落排水事業

計画期間 令和5～14年度

令和5年3月

富山県 氷見市

目 次

第1章 経営戦略策定方針	1
1-1. 経営戦略策定の趣旨	1
1-2. 経営戦略の位置付け	1
1-3. 計画期間	1
第2章 下水道事業の現況	2
2-1. 下水道事業の概要	2
2-2. 下水道施設整備の現況	5
2-3. 下水道事業会計の現況	7
2-4. 下水道使用料体系の現況	8
2-5. 民間活用の現況	8
2-6. 組織体制の現況	9
2-7. 下水道経営の現況	10
第3章 将来の事業環境	11
3-1. 人口の見通し	11
3-2. 下水道有収水量の見通し	12
3-3. 下水道使用料収入の見通し	12
3-4. 施設の見通し	13
3-5. 組織の見通し	14
3-6. 下水道事業の課題	14
第4章 経営の基本方針	15
4-1. 基本方針	15
4-2. 基本施策	15
4-3. 経営目標の設定	15
第5章 投資・財政計画(収支計画)	16
5-1. 投資計画	16
5-2. 財源計画	17
5-3. 投資以外の経費	18
5-4. 今後40年間の収支見通し	19
5-5. 投資・財政計画	20
第6章 今後の取組予定	23
第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	24
第8章 経費回収率の向上に向けたロードマップ	24

第1章 経営戦略策定方針

1-1. 経営戦略策定の趣旨

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められます。

しかし、下水道事業をはじめとする地方公営企業の経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しています。

こうした中、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくためには、自らの経営等について的確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要であり、その取組として経営戦略を策定します。

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、下水道施設に関する投資の見通し(投資計画)と、その財源の見通し(財源計画)を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう策定されるものです。

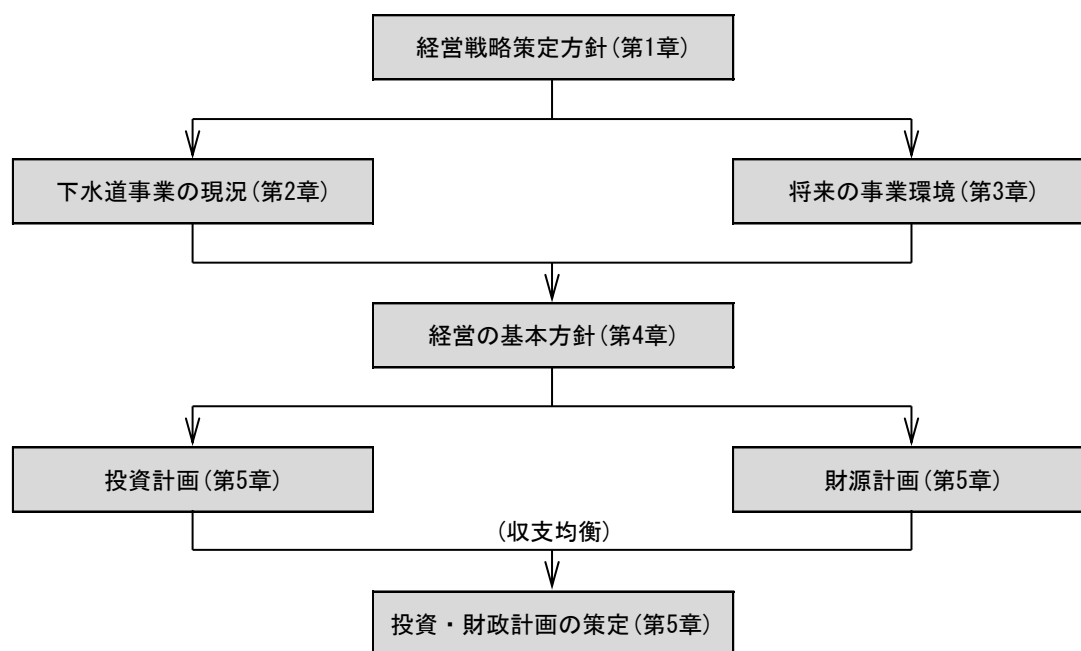


図1 経営戦略策定のイメージ図

1-2. 経営戦略の位置付け

下水道施設の整備計画である下水道事業計画や、老朽化施設の更新計画である下水道ストックマネジメント計画等と整合を図りつつ、下水道事業の中長期的な経営の基本計画として経営戦略を位置付けます。

なお、本市では平成29年3月に「氷見市下水道事業経営戦略」を策定していますが、本計画は下水道事業に地方公営企業法を適用(令和2年4月)したことを踏まえて、既存計画を見直すものです。

1-3. 計画期間

「経営戦略策定・改定ガイドライン」(総務省)において、「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」旨が示されていることを踏まえ、本経営戦略の計画期間は、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間とします。

第2章 下水道事業の現況

2-1. 下水道事業の概要

本市では、下水道事業として公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業を実施しています。なお、下水道の経営環境が厳しさを増す中、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図るため、本市下水道事業では令和2年4月1日に地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行しました。

(1) 公共下水道事業

公共下水道は、主に市街地における下水の処理を目的として整備されるものです。

本市公共下水道事業は、昭和51年3月に当初事業認可を取得し、昭和58年4月に一部区域の供用を開始しました。下水処理場として、氷見市湖光地内に氷見市環境浄化センターを整備し、汚水の処理を実施しています。

(2) 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道は、市街地以外における下水の処理を目的として整備されるものです。本市では、小境処理区、太田処理区(高岡市に接続)及び公共下水道関連6地区(阿尾、大野・泉、宮田、上泉、上田子、下田子)において特定環境保全公共下水道事業を実施しています。公共下水道関連6地区は下水処理場を有さず、公共下水道事業の処理場で一元的に汚水処理を実施しています。

(3) 農業集落排水事業

農業集落排水は農業振興地域内の集落を対象とし、生活環境の改善を目的として整備されるものです。本市では、速川地区、白川地区及び公共下水道関連6地区(余川、稲積、加納、十二町、布施・仏生寺、十二町第2・第3地区)において農業集落排水事業を実施しています。公共下水道関連6地区は下水処理場を有さず、公共下水道事業の処理場で一元的に汚水処理を実施しています。

(4) 漁業集落排水事業

漁業集落排水は、漁港漁場整備法により指定された漁港の背後集落を対象とし、漁港の機能の増進と生活環境の改善を目的として整備されるものです。本市では公共下水道関連3地区(宇波、脇方、藪田)において漁業集落排水事業を実施していますが、これらの地区は下水処理場を有さず、公共下水道事業の処理場で一元的に汚水処理を実施しています。

表1 本市下水道事業の概要(令和4年3月末時点)

		公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落 排水事業	漁業集落 排水事業	合計
処理区		・ 氷見処理区	・ 公共関連(6地区) ・ 小境処理区 ・ 太田処理区	・ 公共関連(6地区) ・ 白川地区 ・ 速川地区	・ 公共関連(3地区)	
排除対象	汚水	○	○	○	○	
	雨水	○	—	—	—	
供用開始年月日		S58. 4. 1	H4. 11. 1	H8. 5. 10	H9. 6. 1	—
処理場数(箇所)		1	1	2	0	4
処理区域面積(ha)		756	217	324	43	1,340
下水道処理人口(人)		21,733	5,445	8,437	1,360	36,975
水洗化人口(人)		20,576	4,944	7,573	1,231	34,324
人口密度(人/ha)		28.7	25.1	26.0	31.6	27.6
処理人口普及率(%)		48.7	12.2	18.9	3.0	82.9
水洗化率(%)		94.7	90.8	89.8	90.5	92.8

※処理人口普及率＝下水道整備人口÷行政人口44,614人(令和4年3月末時点)

※公共関連：公共下水道(氷見処理区)に接続している地区であり、処理場を有していない。

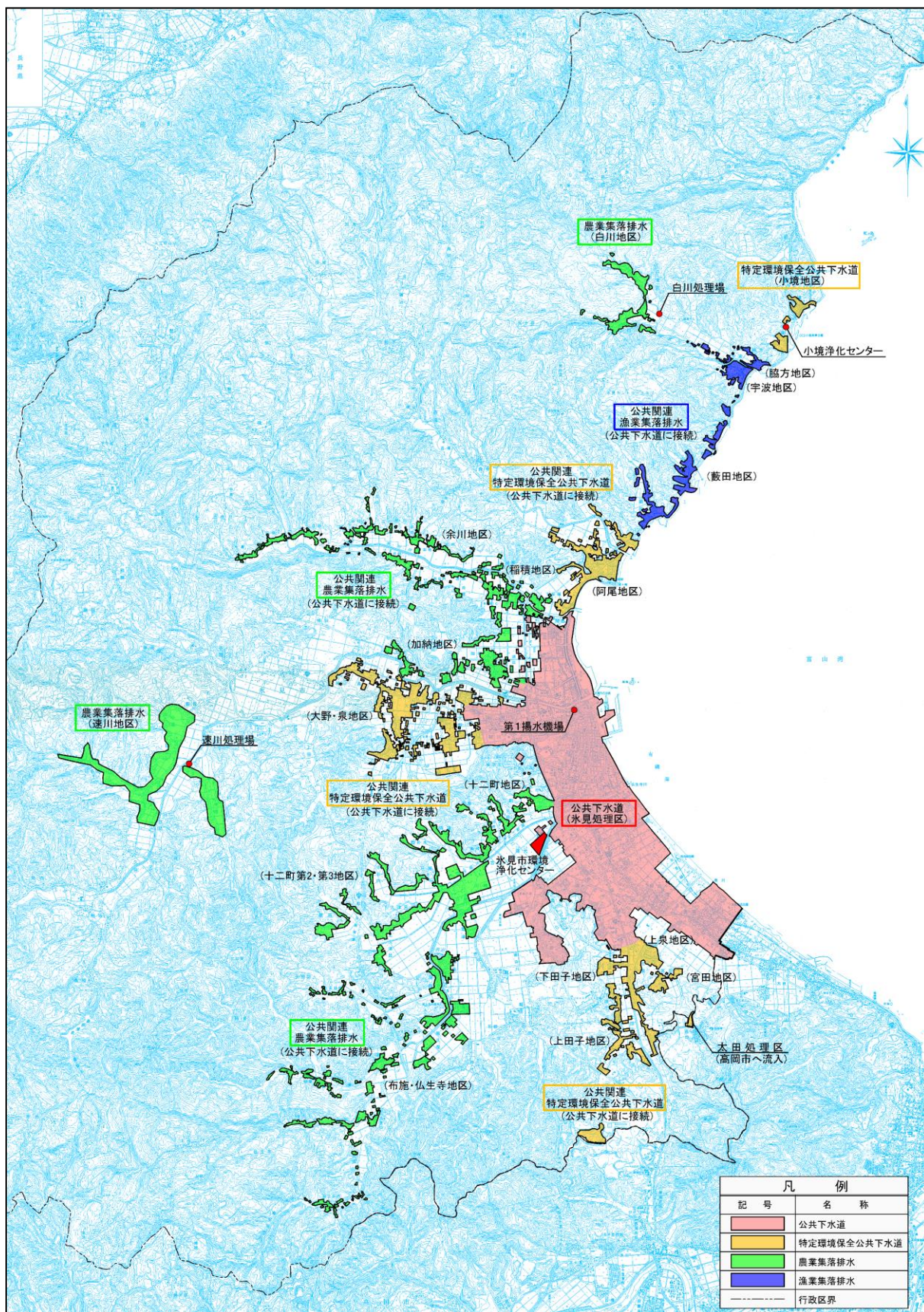


図2 下水道事業計画区域(污水)

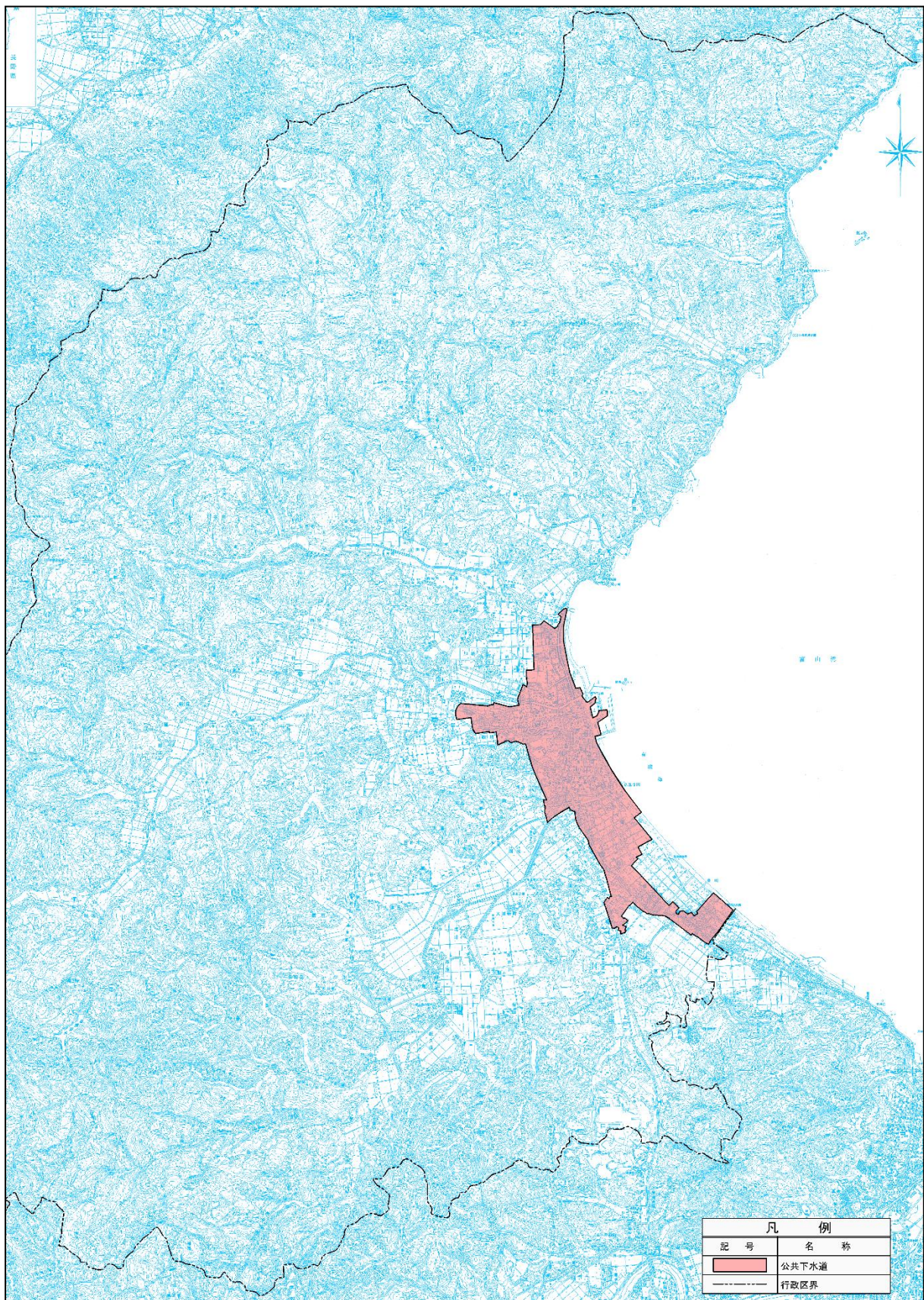


图3 下水道事業計画区域(雨水)

2-2. 下水道施設整備の現況

(1) 汚水処理人口普及率

本市における汚水処理人口普及率(行政人口に対する汚水処理人口の割合)の推移を図4に示します。令和3年度末時点の汚水処理人口普及率は、全国平均92.6%に対し本市は93.0%となっています。

国が令和8年度を期限として進める「汚水処理施設の概成」は、汚水処理人口普及率95%以上を目指すものであり、本市ではこれを概ね達成できる見込みです。

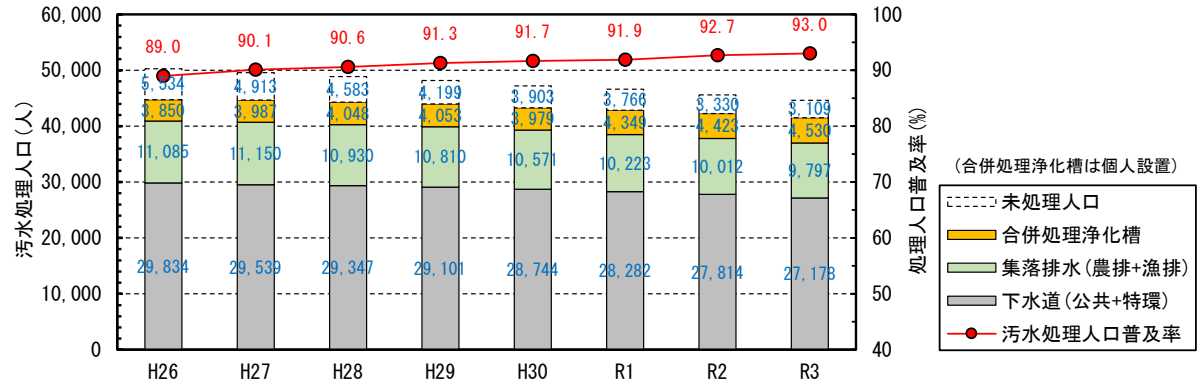


図4 汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の推移

(2) 現有施設

下水道施設は主に、下水を収集する管路施設、下水をくみ上げるポンプ場施設、下水を処理する処理場施設で構成されます。

<管路施設>

管路施設は、下水道管きょ、マンホール等の総称であり、下水道施設の根幹をなすものです。住居、商業、工業地域等から排出される汚水や雨水を収集し、ポンプ場施設、処理場施設または放流先河川まで流下させる機能を持ちます。管路施設の整備状況を表2に示します。

表2 管路施設の整備状況(令和3年度末時点)(km)

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合計
汚水管路	173	62	123	17	375
雨水管路	6	0	0	0	6
合計	179	62	123	17	381

<ポンプ場施設>

ポンプ場施設は、下水道管きょの埋設が著しく深くなる場合や、雨水を公共用水域に自然流下で放流できない場合に設けられる揚水施設です。

本市では、公共下水道事業において汚水中継ポンプ場1箇所が整備されています。また、下水道のマンホールの中にポンプ設備を組み込んで、道路の下に埋設設置するポンプ場施設をマンホール形式ポンプ場といい、本市では149箇所が整備されています。

施設名称	第一揚水機場	
事業種別	公共下水道事業(氷見処理区)	
供用開始年月	平成元年	
下水排除方式	分流式汚水中継ポンプ場	
揚水能力	2.94m³/分×2 第+ 6.18 m³/分×1 台	

<処理場施設>

処理場施設は、下水道の汚水を浄化し、河川、湖沼又は海へ放流する施設です。

本市では、処理場施設として、公共下水道事業 1 箇所、特定環境保全公共下水道事業 1 箇所、農業集落排水事業 2 箇所が整備されています。

なお、農業集落排水事業では、十二町第 2・第 3 地区の処理場施設として十二町処理場を運用していましたが、同地区を公共下水道に接続したことに伴い、令和元年 12 月に廃止しています。

施設名称	氷見市環境浄化センター	
事業種別	公共下水道事業(氷見処理区)	
供用開始年	昭和 58 年	
処理方法	標準活性汚泥法	
処理能力	(日最大)16,700m ³ /日	

施設名称	小境浄化センター	
事業種別	特定環境保全公共下水道事業(小境処理区)	
供用開始年	平成 4 年	
処理方法	オキシダーションディッチ法	
処理能力	(日最大)410m ³ /日	

施設名称	速川処理場	
事業種別	農業集落排水事業(速川地区)	
供用開始年月	平成 11 年	
処理方法	JARUS-XIV型	
処理能力	(日平均)513m ³ /日	

施設名称	白川処理場	
事業種別	農業集落排水事業(白川地区)	
供用開始年月	平成 8 年	
処理方法	JARUSⅢ型	
処理能力	(日平均)154m ³ /日	

2-3. 下水道事業会計の現況

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支で構成されます。

(1) 収益的収支

収益的収支は、施設の維持管理等を行うための収入と支出です。収入には、下水道使用料や一般会計繰入金(負担金及び補助金)、支出には施設の維持管理費や減価償却費等があります。

下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・污水私費」が原則とされ、污水处理に要する経費は事業収入(下水道使用料)によって賄うべきものとされます。ただし、污水处理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費(一般会計負担金)により負担します。

令和3年度決算における収益的収支を図5に示します。

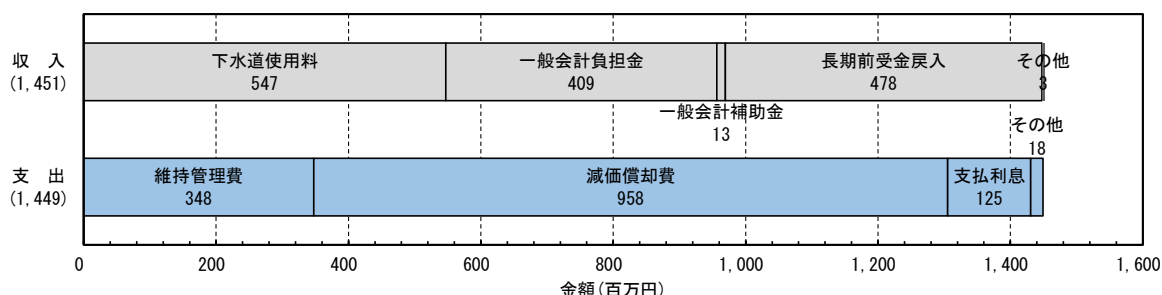


図5 収益的収支(令和3年度決算 税抜)

(数値の四捨五入の関係上、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない)

(2) 資本的収支

資本的収支は、新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出です。収入には、国からの交付金や企業債(下水道事業債、資本費平準化債)、支出には建設改良費や企業債償還金等があります。

令和3年度決算における資本的収支を図6に示します。支出のうち、建設改良費については、国費(交付金)及び企業債(下水道事業債)で賄っています。一方、企業債償還金については、一般会計からの出資や企業債(資本費平準化債)、補填財源により賄っています。

※資本費平準化債

企業債の元金償還期間と施設の減価償却期間が異なることにより生じる元金償還額と減価償却費の差額を後年度に繰り延べて平準化するために発行する企業債。構造的な資金不足額に対して起債を充てることにより世代間負担の公平化を図り、資本費を平準化するものです。

※補填財源

資本的収支は、予算制度の関係上、収入より支出が大きくなることが一般的です。この収支不足の補填に用いられる財源を補填財源といいます。補填財源の主なものとして損益勘定留保資金(収益的収支に計上される減価償却費等の非現金支出を現金収入で回収することで発生する現金)があります。

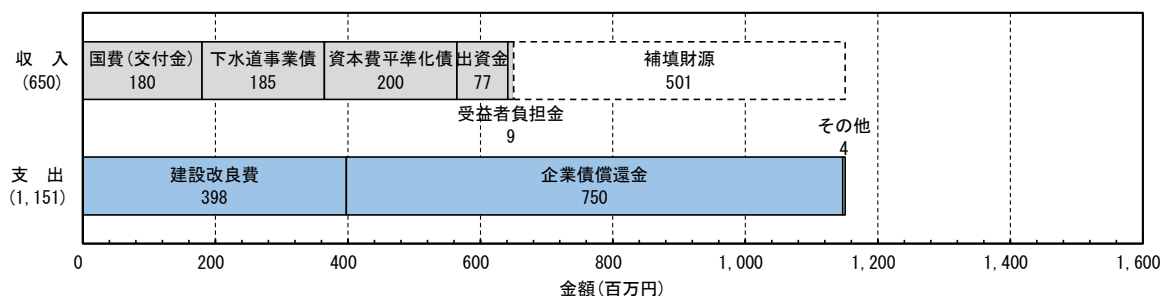


図6 資本的収支(令和3年度決算 税込)

(数値の四捨五入の関係上、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない)

2-4. 下水道使用料体系の現況

(1) 富山県内の下水道使用料

富山県内における下水道使用料の比較を図7に示します。図7に示すように、本市の下水道使用料は、県内では低い水準となっています。

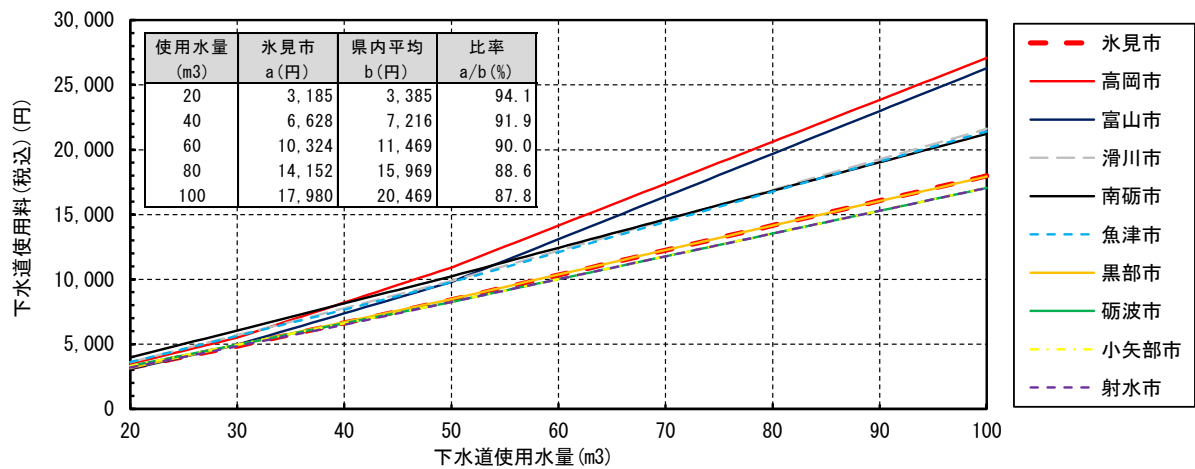


図7 下水道使用料の比較(税込)(令和4年度7月時点)

(2) 本市の下水道使用料体系

本市の下水道使用料の制定・改定状況を表3に示します。現在実施している全ての事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業)で統一の使用料体系となっています。なお、公衆浴場については、一般家庭とは異なる使用料体系を設定しています。

表3 下水道使用料の制定・改定の経緯(1ヶ月 税抜)

汚水の種別	汚水排除量	単位	S57.3 (制定)	S62.3 (改定)	H5.3 (改定)	H23.12 (改定)
一般汚水	8m3以下の分(基本料金)	円	800	900	1,060	1,084
	8m3を超え30m3以下の分	円/m3	115	125	148	151
	30m3を超え50m3以下の分	円/m3	125	135	159	162
	50m3を超える分	円/m3	135	145	171	174
公衆浴場汚水	200m3以下の分(基本料金)	円	13,000	据置	据置	13,600
	200m3を超える分	円/m3	70	据置	据置	73

※公衆浴場汚水とは、公衆浴場営業(温泉、むしぶろその他特殊な公衆浴場営業を除く。)の用に供した汚水をいう。

2-5. 民間活用の現況

令和4年度現在、公共下水道事業(公共下水道関連を含む)及び特定環境保全公共下水道事業については、ポンプ場施設及び処理場施設の運転管理を包括的民間委託により実施しています。これら以外の施設については、従来型の民間委託により維持管理を実施しています。

※包括的民間委託

施設の維持管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約にて実施する方式。民間の実施体制及び創意工夫を活かすことで、維持管理の効率化及び質の向上を図るものです。

表4 包括的民間委託の実施状況

事業種別	対象地区	管路施設	ポンプ場施設	処理場施設
公共下水道	公共下水道関連を含む	従来型	包括	包括
特定環境保全公共下水道	小境処理区	従来型	包括	包括
農業集落排水	速川地区、白川地区	従来型	従来型	従来型

2-6. 組織体制の現況

本市における下水道事業の組織体制及び事務分掌を以下に示します。令和2、3年度に職員数が増加しているのは、会計年度任用職員を職員数に加算したことによるものです。

表5 組織体制及び事務分掌(令和4年4月1日時点)

組織体制 (□：下水道担当部署)	上下水道課の事務分掌
上下水道課 (課長1名) 下水道施設担当 (3名) 下水道経営企画担当 (6名) 上水道施設担当 (5名) 上水経営企画担当 (4名) 上水経営企画(営業) (4名)※外部委託	(1) 公共下水道事業、都市下水路事業及び集落排水事業の計画及び建設に関すること。 (2) 下水道水洗化普及対策に関すること。 (3) 上下水道事業運営審議会に関すること。 (4) 下水道使用料及び集落排水施設使用料の徴収に関すること。 (5) 公共下水道事業受益者負担金、特定環境保全公共下水道事業受益者分担金及び集落排水事業分担金の賦課及び徴収に関すること。 (6) 公共下水道及び集落排水施設の排水設備に関すること。 (7) 公共下水道及び集落排水施設の維持管理に関すること。 (8) 下水道排水設備指定工事店に関すること。 (9) 環境浄化センター、第一揚水機場等の維持管理に関すること。 (10) 浄化槽設置整備事業に関すること。

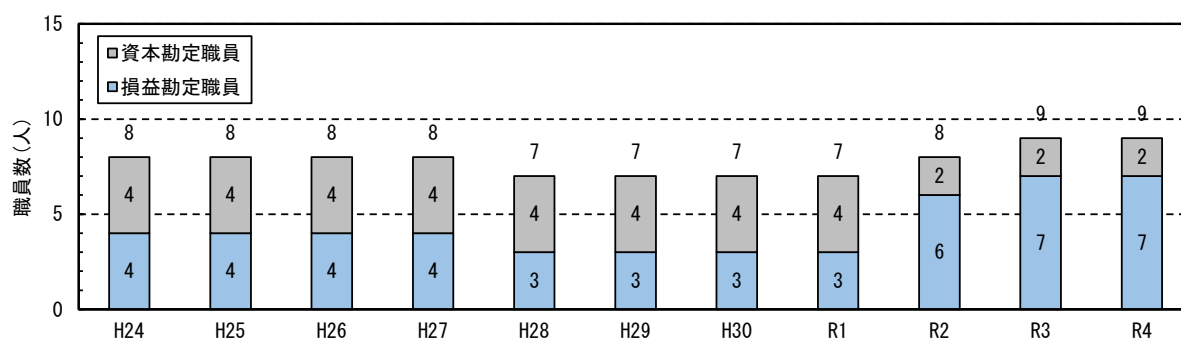


図8 下水道担当職員数の推移

2-7. 下水道経営の現況

「令和2年度 地方公営企業年鑑」（総務省）を基に本市下水道事業経営の現況を確認します。

※県内各市町の各下水道事業の合算値を基に富山県平均を算出

(1) 有収率

定義	汚水処理水量に対する有収水量(下水道使用料収入の対象となった水量)を示す指標
計算式	有収率(%) = 有収水量 ÷ 汚水処理水量 × 100
説明	本指標は、数値が高いほど下水道使用料収入の対象にならない不明水が少なく、下水道事業にとって望ましい状態です。有収率が低い場合は不明水が多いため、施設維持管理費の増大が懸念されます。
評価	本市下水道事業の有収率は87.4%であり、富山県平均の80.6%を上回っています。ただし、不明水量の増加は下水道維持管理費の増加に直結することから、更なる有収率の向上に向けた不明水対策の推進が必要です。

(2) 水洗化率

定義	下水道処理人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口(水洗化人口)の割合を表す指標
計算式	水洗化率(%) = 水洗化人口 ÷ 下水道処理人口 × 100
説明	本指標は、公共用水域の水質保全や下水道使用料の収入等の観点から数値が100%となっていることが求められます。 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があります。また、下水道使用料収入の増加を図るためにも、水洗化率向上の取組が必要になります。
評価	本市下水道事業の水洗化率は92.0%であり、富山県平均の89.1%を上回っています。ただし、水洗化率は下水道使用料収入に直結することから、引き続き下水道への接続促進に向けた取組を推進する必要があります。

(3) 汚水処理原価

定義	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用(汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコスト)を表す指標
計算式	汚水処理原価(円/m ³) = 汚水処理費(資本費+維持管理費) ÷ 有収水量 ※汚水処理費は公費負担分を除く。
説明	本指標については、明確な数値基準はありません。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析することが重要です。
評価	本市下水道事業の汚水処理原価は135.1円/m ³ であり、富山県平均の187.8円/m ³ を下回っています。現時点では効率的な汚水処理を実施していると言えますが、今後大幅な人口減少が想定されるなか、更なる事業の効率化を図り、持続可能な事業運営に努める必要があります。

(4) 経費回収率

定義	下水道使用料収入でどの程度汚水処理費を賄っているかを表す指標
計算式	経費回収率(%) = 下水道使用料収入 ÷ 汚水処理費(資本費+維持管理費) × 100 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価(資本費+維持管理費) × 100 ※汚水処理費、汚水処理原価は公費負担分を除く。
説明	本指標は、下水道使用料収入で賄うべき経費を全て下水道使用料収入で賄っている状況を示す100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。
評価	本市下水道事業の経費回収率は114.3%と100%を超えているものの(富山県平均93.2%)、今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の低迷が想定されるなか、効率的な事業運営を推進し、経費回収率の維持に努める必要があります。

第3章 将来の事業環境

3-1. 人口の見通し

(1) 行政人口

本経営戦略では人口推計手法である「コーホート要因法」を用いて、将来の行政人口を予測します。

本市の行政人口は、令和 47 年度時点では 14,800 人まで減少すると予測されます。（令和 2 年度時点の 4 割程度。）

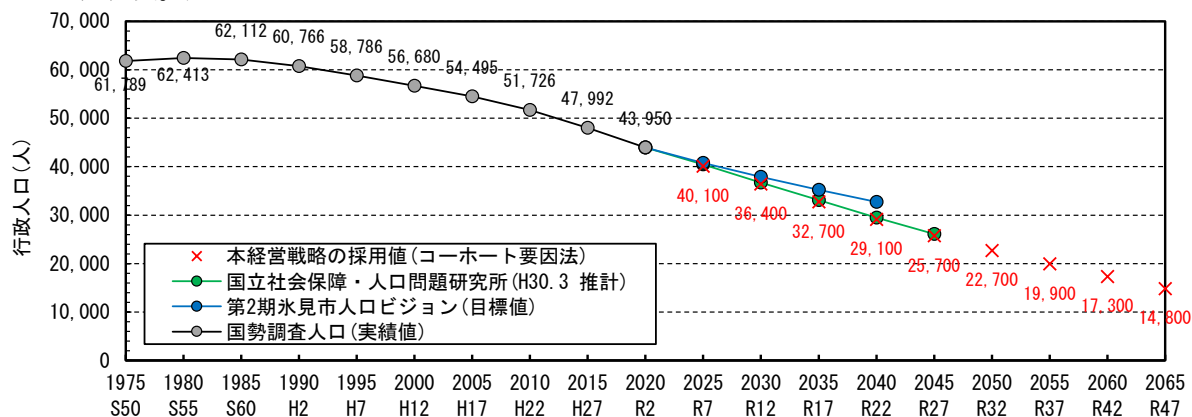


図9 将来行政人口の見通し

(2) 下水道処理人口

下水道が整備された区域内の人口を下水道処理人口といいます。

本市では、下水道が整備された区域内において大規模な宅地開発は計画されておらず、整備済区域内における人口の増加要因はありません。また、本市の汚水処理人口普及率は令和 3 年度末時点で 93.0%に達しており、下水道施設整備は概ね完了していることから、下水道の新規整備に伴う下水道処理人口の増加は想定しません。

以上を踏まえ、下水道処理人口は、行政人口と同様の傾向で減少すると想定します。

(3) 水洗化人口(接続人口)

下水道が整備された区域のうち、実際に下水道に接続している人口を水洗化人口(または接続人口)といい、下水道処理人口に対する水洗化人口の比は水洗化率と呼ばれます。

令和 2 年度末における水洗化率の全国平均値は 95.57%(公共下水道事業)です。一方、本市の水洗化率は令和 3 年度末時点で 92.8%であり、引き続き下水道への接続等に向けた普及活動の推進が必要です。本経営戦略における水洗化率の将来目標値は全国平均値を踏まえて 96%とし、これに下水道処理人口を乗じて水洗化人口を予測します。

行政人口、下水道処理人口、水洗化人口の見通しを図 10 に示します。

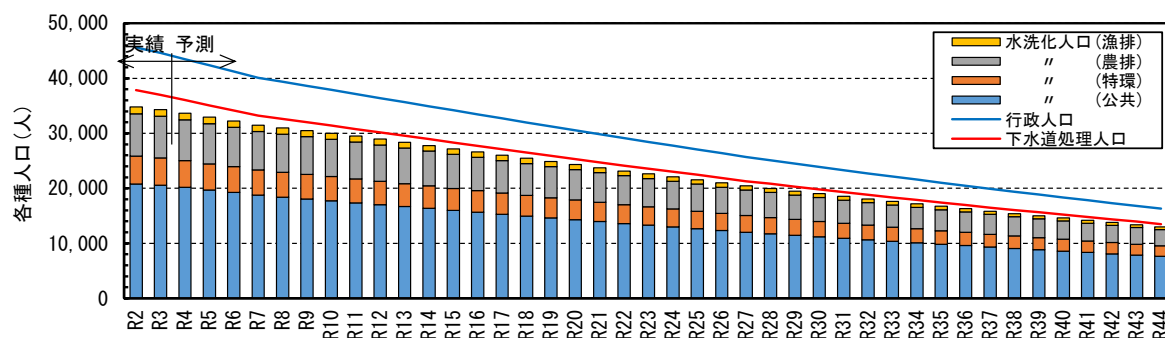


図10 行政人口、下水道処理人口、水洗化人口の見通し

3-2. 下水道有収水量の見通し

下水道有収水量とは、下水道使用料の徴収対象となる水量であり、下水道使用者が実際に排水した汚水の量のことです。将来の下水道有収水量は、下水道整備区域内の平均的な下水道使用水量に将来の水洗化人口を乗じて予測します。

表 6 平均的な下水道使用水量 (L/人/日)

氷見処理区				小境処理区	速川地区	白川地区
公共下水道	特環公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	特環公共下水道	農業集落排水	農業集落排水
285	310	275	288	251	228	231

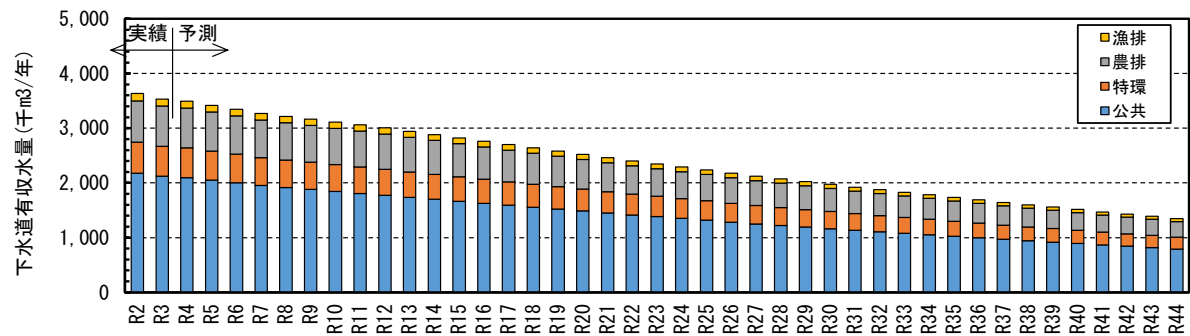


図 11 下水道有収水量の見通し

3-3. 下水道使用料収入の見通し

令和 2～3 年度の下水道使用料収入及び下水道有収水量を基に、事業別の下水道使用料単価を設定します。これに、将来の下水道有収水量を乗じて将来の下水道使用料収入を予測します。

将来の下水道使用料収入は人口減少を要因として減少し、令和 44 年度時点では現在の約 4 割程度まで落ち込むと予測されます。

表 7 下水道使用料単価の実績値(税抜)

		公共下水道	特環公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	合計
令和2年度	使用料収入(円/年)	335,054,356	89,030,606	116,495,409	20,624,904	561,205,275
	有収水量(m3/年)	2,175,330	569,261	754,862	134,011	3,633,464
	使用料単価(円/m3)	154.0	156.4	154.3	153.9	154.5
令和3年度	使用料収入(円/年)	327,790,404	86,005,131	113,440,291	19,902,196	547,138,022
	有収水量(m3/年)	2,120,290	548,809	734,242	128,170	3,531,511
	使用料単価(円/m3)	154.6	156.7	154.5	155.3	154.9
使用料単価採用値(平均値)(円/m3)		154.3	156.6	154.4	154.6	154.7

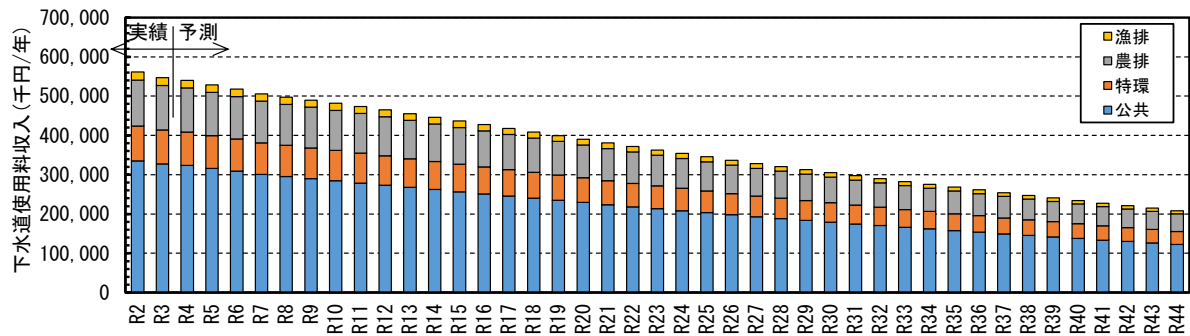


図 12 下水道使用料収入の見通し(税抜)

3-4. 施設の見通し

(1) 管路施設

本市では昭和 51 年度から下水道管路施設の整備に着手し、令和 3 年度末時点の整備延長は約 375km(汚水管路)となっています。令和 3 年度時点で最も古い管路は 46 年間使用しており、今後、法定耐用年数(50 年)を超過する管路の増加が見込まれます。特に、平成 5～13 年度の間に布設された管路施設は全整備延長の 55%を占めており、今後、改築需要が急速に増加すると見込まれます。

本市では、令和元年度に施設改築に係るトータルコストの抑制に着目した下水道ストックマネジメント計画を策定しており、効率的に施設の改築を進める計画です。

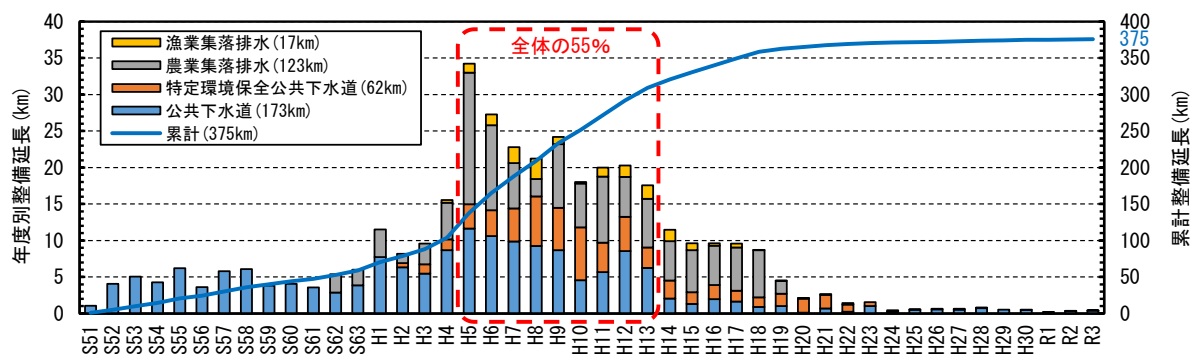


図 13 管路整備延長の推移(汚水管路)

(参考) 管路施設の健全率予測

国土交通省の国土技術政策総合研究所が公表している「下水道管きょ健全率予測式」を用いて、本市下水道管路施設の健全率を予測した結果を図 14 に示します。

本経営戦略の計画期間末(令和 14 年度)には、緊急度Ⅰ(速やかに改築が必要なもの)、緊急度Ⅱ(簡易な対応により改築を5年未満まで延長可能なもの)の占める割合は約4割に達することが見込まれ、早急に管路施設の改築を進めることが必要になっています。

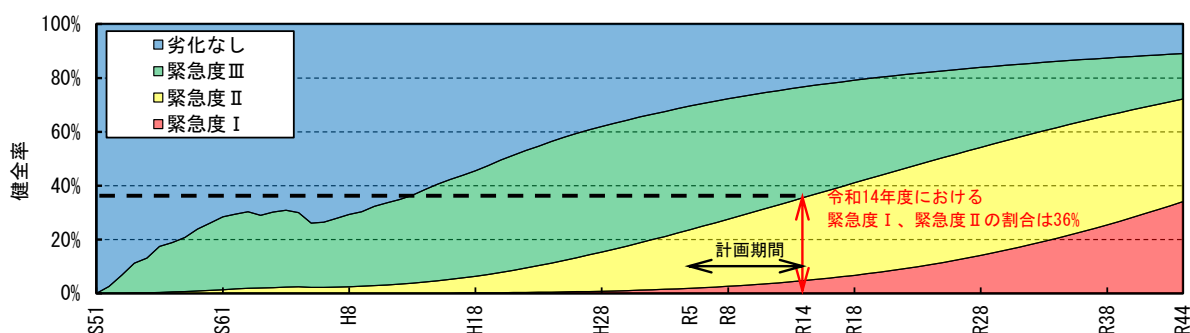


図 14 本市下水道事業における管路施設の健全率予測

(2) マンホール形式ポンプ場

市内には 149 箇所のマンホールポンプ場が設置されており、下水の集水や送水に利用されています。これらのポンプ場では、使用年数が法定耐用年数(機械電気設備 20 年)を超過したものも存在することから、計画的かつ効果的に改築事業を進めていく必要があります。

(3) ポンプ場施設及び処理場施設(公共下水道・特定環境保全公共下水道)

本市では平成 24 年度及び平成 29 年度に「氷見市公共下水道事業長寿命化計画」を策定し、氷見市環境浄化センターの改築事業を進めてきました。

令和元年度には、施設改築に係るトータルコストの抑制に着目した下水道ストックマネジメント計画を策定し、小境浄化センターや第一揚水機場を含めて効率的に施設の改築を進める計画です。

(4) 処理場施設(農業集落排水)

農業集落排水速川地区の処理場施設である速川処理場は、平成 11 年に供用を開始しました。令和 2 年度には施設の老朽化を踏まえて「氷見市農業集落排水施設最適整備構想」を策定し、効率的に施設の改築を進める計画です。また、農業集落排水白川地区については、事業の効率化の観点から公共下水道への統合を計画しており、同地区の白川処理場は将来的に廃止する予定です。

3-5. 組織の見通し

今後想定される施設更新需要の増加に対応するため、職員の確保や技術の継承が課題となっています。今後は、民間活力の導入を含めた人材の活用や一層の業務の効率化を進めながら、職員数の適正化を図る必要があります。

3-6. 下水道事業の課題

下水道事業の現況及び将来の事業環境の見通しから、今後重点的に取り組むべき課題は以下の通りです。

(1) 老朽化施設の増加

本市では昭和 51 年度から下水道施設の整備に着手しており、今後、法定耐用年数を超過する施設の増加が見込まれます。今後は増加する老朽化施設に対し、限られた財源の中でいかに効率的かつ効果的に改築事業を実施していくかが課題です。

(2) 下水道使用料収入の低迷

今後、人口減少を起因として下水道使用料収入の低迷が想定されるため、下水道事業の効率化や下水道使用料収入の確保に向けた取組みの検討が課題です。

第4章 経営の基本方針

4-1. 基本方針

下水道事業は、市民生活を支える重要なライフラインとして、これまでと同様に今後も安定的にサービスを提供していくことが求められます。

第9次水見市総合計画(令和4年3月公表)では、10年後の目指すべき都市像として「快適で住みやすい都市環境の整備」が掲げられました。この中で下水道の方向性として、自然災害、老朽化等のリスクに備え、市民の日常生活を支える生活インフラとして適正に整備・維持管理することが示されています。

これを踏まえ、本経営戦略の基本方針を以下の通り定めます。

基本方針1 下水道経営基盤の強化

安定的に下水道サービスを提供していくため、下水道運営基盤を強化する。

基本方針2 持続可能な下水道経営の推進

限られた財源を有効活用し、持続可能な下水道経営を推進する。

4-2. 基本施策

基本方針に基づく基本施策を以下の通り定めます。

表8 本経営戦略の基本施策

基本方針	基本施策
1. 下水道経営基盤の強化	✓ 広域化の推進 ✓ 下水道接続の促進
2. 持続可能な下水道経営の推進	✓ 施設老朽化対策の推進 ✓ 下水道使用料収入のモニタリング

4-3. 経営目標の設定

本経営戦略では、経営目標として経費回収率及び水洗化率(接続率)を定めます。

(1) 経費回収率

経費回収率(=下水道使用料収入÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100%)は、下水道使用料収入で賄うべき経費を、どの程度下水道使用料収入で賄えているかを表す指標です。

本市の経費回収率(令和3年度)は110%であり、下水道使用料収入で賄うべき経費を下水道使用料収入で賄っている状況です。これを踏まえ、経費回収率は100%を目標とします。

(2) 水洗化率(接続率)

水洗化率は、下水道整備区域内において下水道に接続している人口の割合を表す指標です。

令和2年度末における水洗化率の全国平均値が95.57%(公共下水道事業)であることを踏まえ、本経営戦略における水洗化率の目標値は96%とします。

表9 経営目標の設定

指標名	令和3年度 (実績値)	令和15年度 (目標値)
経費回収率(%)	110%	100%
水洗化率(接続率)(%)	92.8%	96.0%

第5章 投資・財政計画(収支計画)

5-1. 投資計画

(1) 広域化の推進

本市ではこれまでに農業集落排水十二町第2・第3地区を公共下水道に統合し、事業の効率化を図ってきました。今後は、更なる効率化を図るため、農業集落排水白川地区についても公共下水道への統合を計画します。(令和7年度末に統合完了予定)。

白川地区の統合により白川処理場を廃止することができ、維持管理費や資本費(減価償却費及び支払利息)の低減が見込まれます。

表10 広域化(白川地区統合)によるコスト縮減額

	令和8～44年度(千円)			1年当たり平均(千円/年)		
	維持管理費	資本費	合計	維持管理費	資本費	合計
コスト縮減額	177,600	84,900	262,500	4,800	2,300	7,100

(2) 施設老朽化対策の推進

今後、過去に集中的に投資した資産が順次耐用年数を超過するため、一時期に集中して多額の改築費用が必要になる恐れがあります。

これを踏まえ、令和元年度に策定した「氷見市下水道ストックマネジメント計画」では、施設の耐用年数に達した時点で単純に改築するのではなく、施設のリスク評価等を加味した最適な改築事業シナリオを設定し、改築事業費の平準化及び低減を図ることとしています。

本経営戦略では、ストックマネジメント計画の方針に基づいて改築事業費の平準化及び低減を図り、効率的な改築事業を推進します。

また、この取り組みにより、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止し、持続的な下水道機能を確保します。

表11 改築事業費の設定

施設区分	改築事業費の設定
管路施設	✓ 氷見市下水道ストックマネジメント計画の改築事業シナリオに基づき、年間1億円程度の改築費用を設定する。
マンホール形式 ポンプ場	✓ 供用年数が長いポンプ場から順番に改築を実施(20年で1サイクル)することとし、年間0.5億円程度の改築費用を設定する。
処理場施設 及び ポンプ場施設	✓ 氷見市環境浄化センター、小境浄化センター及び第一揚水機場の改築費用は、氷見市下水道ストックマネジメント計画の改築事業シナリオに基づき、年間2億円程度に設定する。 ✓ 農業集落排水速川処理場については、氷見市農業集落排水最適整備構想に示されている改築費用をベースとし、年間0.2億円程度となるように設定する。

(3) その他の投資

「汚水処理施設の概成」(汚水処理人口普及率95%以上)を目指し、令和14年度まで枝線整備工事及び公共ます設置工事として年間約0.2億円を計上します。

5-2. 財源計画

(1) 下水道使用料収入

人口減少を要因として、令和44年度(40年後)の下水道使用料収入は現時点に比べて約3.4億円/年の減少が見込まれます。(令和3年度：約5.5億円/年、令和44年度：約2.1億円/年)

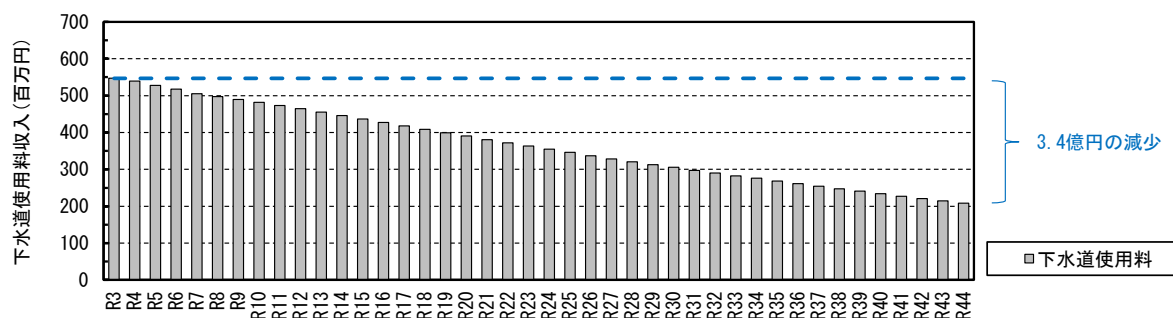


図15 下水道使用料収入の見通し(公共+特環+農排+漁排)

(2) 一般会計繰入(収益的収支)

一般会計繰入金のうち、総務省の「一般会計繰出基準」に基づく一般会計負担金は、当面は5億円程度を推移する見込みです。令和15年度以降は、繰出基準によらない一般会計補助金(基準外繰入)を受ける必要があります。今後は、地方公営企業に求められる「独立採算制」の基本原則を踏まえ、下水道使用料改定の必要性を検証する必要があります。

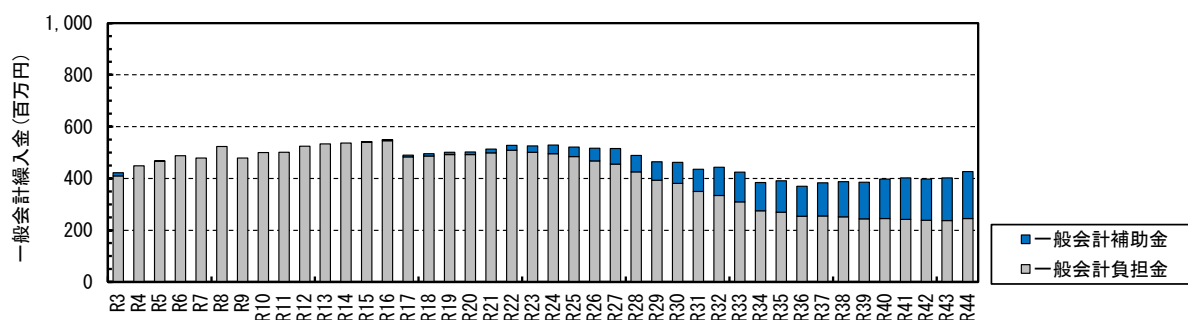


図16 一般会計繰入金(収益的収支)の見通し(公共+特環+農排+漁排)

(3) 一般会計繰入金(資本的収支)

資本的収支の一般会計繰入金は、現在の会計処理と同様に一般会計出資金として繰り入れます。

この内訳は、「一般会計繰出基準」に基づく(1)地方公営企業法の適用に要する経費、(2)下水道事業債(普及特別対策分)の償還に要する経費、(3)臨時財政特例債の償還に要する経費ですが、これらの繰入は令和14年度に終了する見込みです。

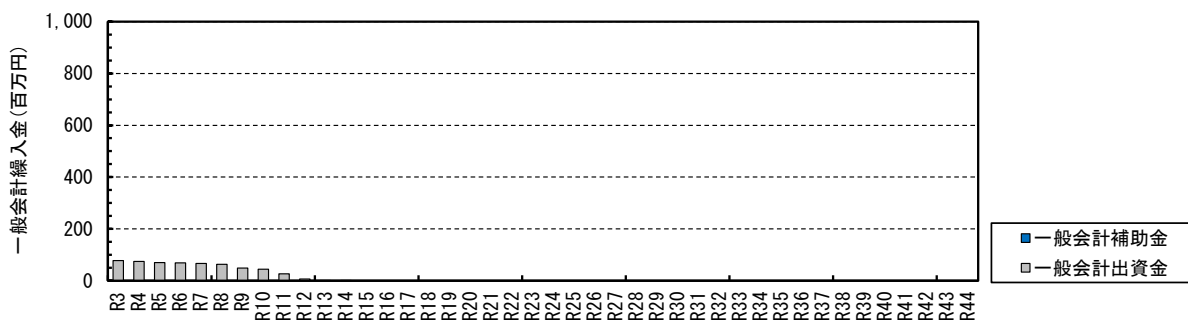


図17 一般会計繰入金(資本的収支)の見通し(公共+特環+農排+漁排)

※令和3年度は決算額、令和4～5年度は予算額

(5)財源の試算方法

財源の試算方法を表 12 にまとめます。

表 12 財源の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的収入 (営業収益)	下水道使用料収入	・過年度の実績を基に下水道使用料収入単価を設定し、これに将来の有収水量を乗じて算定
	受託工事収益	・計上なし
	一般会計負担金	・一般会計繰出基準に基づき算定(雨水処理負担金)
収益的収入 (営業外収益)	一般会計負担金	・一般会計繰出基準に基づき算定
	一般会計補助金	・収益的収入が不足する場合等に計上(基準外繰入)
	長期前受金戻入	・資産の取得に要した補助金等を収益化
資本的収入	企業債	・企業債充当率を 100%として起債額を算定 ・企業債償還元金(資本費平準化債分を除く)が減価償却費を上回る場合は、資本費平準化債を発行
	一般会計出資金	・一般会計負担金及び一般会計補助金相当額を計上
	国(県)補助金	・社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき計上
	工事負担金	・管路の整備状況を踏まえて令和 14 年度まで計上

5-3. 投資以外の経費

投資以外の経費の試算方法を表 13 にまとめます。

表 13 投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出 (営業費用)	職員給与費	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	経費(動力費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定 ・汚水量の増減傾向を反映
	経費(修繕費)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	経費(委託料)	・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定 ・維持管理委託料は固定費と変動費に区分し、変動費は汚水量の増減傾向を反映 ・農業集落排水白川地区は、公共下水道統合後にマンホールポンプの維持管理業務に包括的民間委託を導入し、維持管理費の低減を図る
	減価償却費	・下記の耐用年数で減価償却費を算定 (建物 50 年、構築物 50 年、機械及び装置 20 年)
収益的支出 (営業外費用)	支払利息	・下記の条件で支払利息を算定 (下水道事業債) 利子率 1.0%、償還期間 30 年(うち据置期間 5 年)、元利均等返済(資本費平準化債) 利子率 1.0%、償還期間 20 年(うち据置期間 3 年)、元利均等返済
資本的支出	企業債償還元金	・支払利息欄に示した条件で償還額を算定
	長期借入返還金	・計上なし
	他会計への支出金	・計上なし

<物価上昇について>

中長期の経済財政の展望として、「中長期の経済財政に関する試算」が内閣府から公表されており、この中で物価上昇率の将来予測値が示されています。本経営戦略ではこれを参考に、将来の物価上昇率として年 0.6%を見込みます。

5-4. 今後 40 年間の収支見通し

前ページまでに示した投資計画、財源計画に基づく今後 40 年間の収支見通しを以下にまとめます。なお、図中の令和 3 年度は決算額、令和 4～5 年度は予算額を示します。

(1) 収益的収入の見通し

当面は 14 億円程度を推移しますが、将来的には下水道使用料等の減少に伴い、収入の総額は 8 億円程度まで減少する見通しです。令和 15 年度以降は一般会計補助金(経営補填)が必要になるため、長期的には下水道使用料改定の必要性を検証する必要があります。

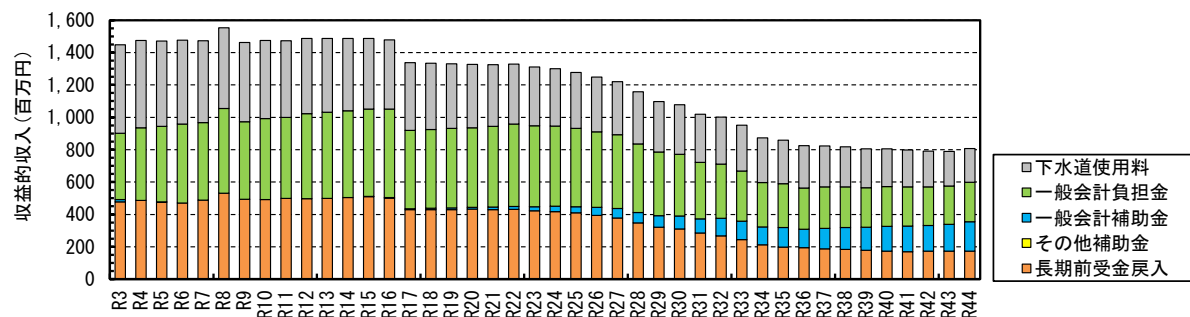


図 18 収益的収入の見通し(公共+特環+農排+漁排)

(2) 収益的支出の見通し

当面は 14 億円程度を推移しますが、将来的には減価償却費等の減少に伴い、支出の総額は 8 億円程度まで減少する見通しです。

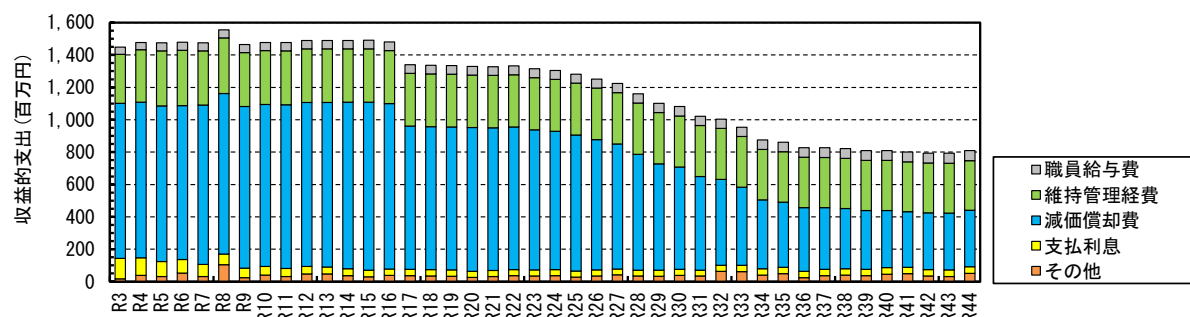


図 19 収益的支出の見通し(公共+特環+農排+漁排)

(3) 資本的収入の見通し

将来的には、老朽化施設の更新にあたり企業債を年間約 2 億円発行し、収入の総額は 4 億円程度を推移する見通しです。

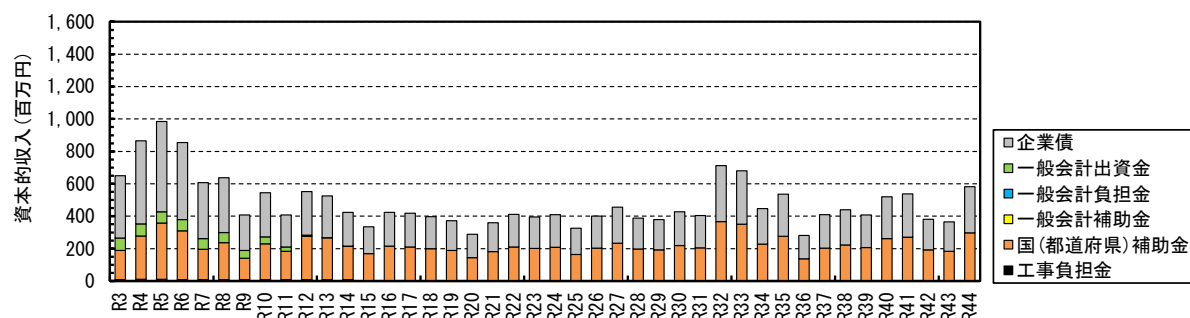


図 20 資本的収入の見通し(公共+特環+農排+漁排)

(4) 資本的支出の見通し

下水道施設の拡張期に発行した起債の償還が順次完了するため企業債償還金は減少し、支出の総額は6億円程度を推移する見通しです。

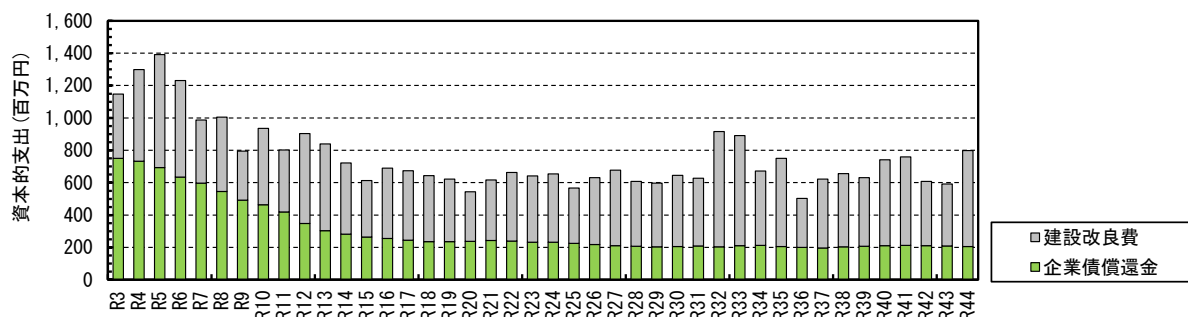


図 21 資本的支出の見通し（公共+特環+農排+漁排）
（資本的収入額が資本的支出額に不足する額は補填財源で対応を図る）

(5) 経費回収率の見通し

経費回収率は、令和14年度までは経営目標100%を達成できる見込みですが、下水道使用料収入の減少等に伴い令和15年度以降は100%以下になることが想定されます。したがって、本経営戦略の計画期間（令和5～14年度）においては、下水道使用料の改定は不要と考えますが、長期的には経費回収率の向上のため、下水道使用料改定の必要性を検証する必要があります。

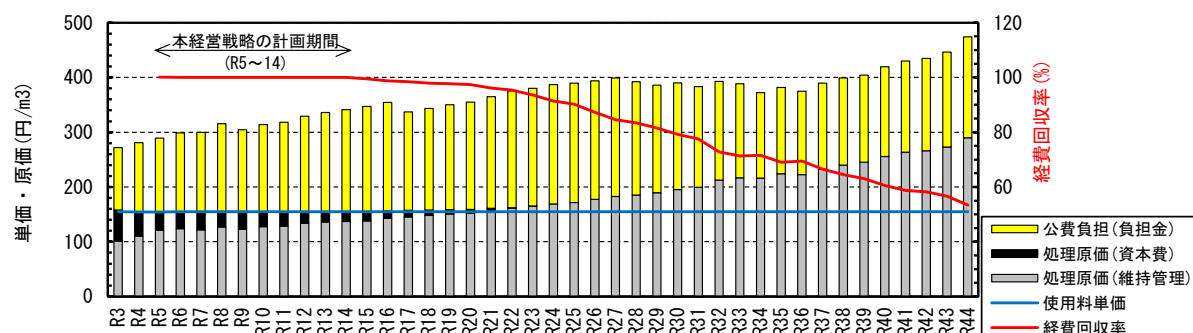


図 22 使用料単価、汚水処理原価、経費回収率の見通し（公共+特環+農排+漁排）

(6) 企業債残高の見通し

下水道施設の拡張期に発行した起債の償還が順次完了するため企業債は減少し、長期的には40億円程度を推移する見通しです。

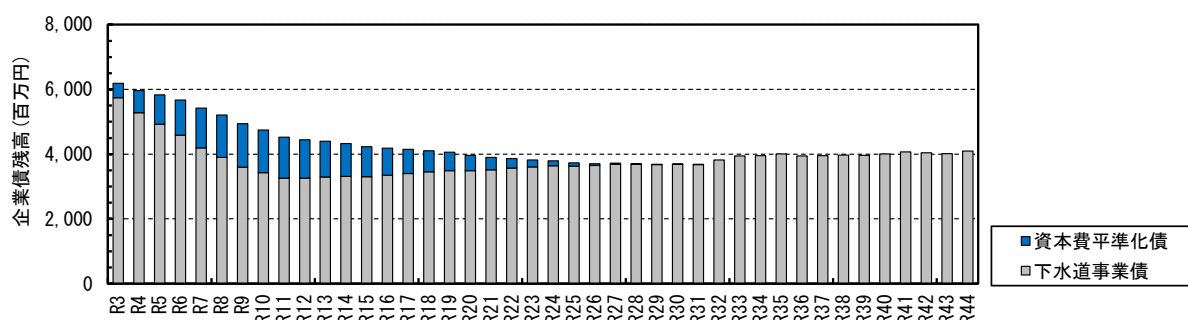


図 23 企業債残高の見通し

5-5. 投資・財政計画

本経営戦略の計画期間である令和5～14年度の投資・財政計画を次ページ以降に示します。

表 14 投資・財政計画 収益の収支(公共+特環+農排+漁排) (単位：千円)

区 分		年 度	(決算)	(予算)	計 画 期 間									
			令和3年度	令和4年度	(予算)令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的 収 入	収益的 収 入	1. 営業収益 (A)	556,033	548,543	536,984	526,569	514,370	506,157	497,955	489,744	477,431	468,467	458,229	448,430
		(1) 下水道使用料収入	547,138	539,646	528,087	517,672	505,472	497,432	489,858	481,648	473,377	464,804	455,184	446,070
		(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) 一般会計負担金	8,895	8,895	8,895	8,895	8,896	8,723	8,095	8,094	4,052	3,661	3,043	2,358
		(4) その他	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		2. 営業外収益	894,782	929,929	939,163	952,837	961,632	1,049,469	967,481	988,069	999,151	1,021,312	1,031,774	1,041,734
		(1) 一般会計負担金	400,524	439,649	457,474	479,010	470,211	514,754	470,858	492,133	496,964	520,232	529,899	534,712
		(2) 補助金	13,000	0	615	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		・一般会計補助金	13,000	0	615	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		・その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 長期前受金戻入	478,007	486,966	476,437	470,450	488,044	531,338	493,246	492,559	498,810	497,703	498,498	503,645	
	(4) その他	3,251	3,314	4,637	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377	
	収入計 (C)	1,450,815	1,478,472	1,476,147	1,479,406	1,476,002	1,555,626	1,465,436	1,477,813	1,476,582	1,489,779	1,490,003	1,490,164	
	収益的 支 出	1. 営業費用	1,305,390	1,349,446	1,350,956	1,368,613	1,384,153	1,468,060	1,392,717	1,402,874	1,410,402	1,419,154	1,422,241	1,428,509
		(1) 職員給与費	43,937	45,268	49,336	49,632	49,927	50,227	50,527	50,833	51,137	51,443	51,755	52,064
		・基本給	22,238	21,089	23,316	23,456	23,595	23,738	23,880	24,023	24,167	24,312	24,459	24,605
		・退職給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		・その他	21,699	24,179	26,020	26,176	26,332	26,489	26,647	26,810	26,970	27,131	27,296	27,459
		(2) 経費	303,713	324,017	340,211	342,930	336,212	343,962	332,985	332,896	332,398	331,791	330,843	330,021
		・動力費	4,580	6,247	8,751	8,591	8,422	6,559	6,499	6,416	6,347	6,280	6,202	6,123
・修繕費		10,872	14,658	19,126	19,243	19,356	19,101	19,214	19,332	19,446	19,562	19,678	19,799	
・材料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
・委託料		279,668	294,090	302,346	305,062	298,339	308,714	297,628	297,444	296,841	296,129	295,086	294,163	
・その他	8,593	9,022	9,988	10,034	10,095	9,588	9,644	9,704	9,764	9,820	9,877	9,936		
(3) 減価償却費	957,637	961,513	960,895	951,051	984,046	991,222	998,642	999,644	1,012,684	1,013,032	1,017,325	1,028,489		
(4) その他	103	18,648	514	25,000	13,968	82,649	10,563	19,501	14,183	22,888	22,318	17,935		
2. 営業外費用	142,853	127,790	124,042	110,793	91,849	87,566	72,719	74,939	66,180	70,625	67,762	61,655		
(1) 支払利息	125,488	107,418	93,527	82,560	74,022	66,087	59,990	54,125	49,569	45,472	43,522	42,133		
(2) その他	17,365	20,372	30,515	28,233	17,827	21,479	12,729	20,814	16,611	25,153	24,240	19,522		
支出計 (D)	1,448,243	1,477,236	1,474,998	1,479,406	1,476,002	1,555,626	1,465,436	1,477,813	1,476,582	1,489,779	1,490,003	1,490,164		
経常損益 (C) - (D)		(E)	2,572	1,236	1,149	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別利益 (F)			25	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)			962	1,238	1,151	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (F) - (G)		(H)	-937	-1,236	-1,149	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益 (又は純損失) (E) + (H)			1,635	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			1,883	1,883	1,883	1,423	1,423	1,423	1,423	1,423	1,423	1,423	1,423	
流動資産 (J)			166,166	299,784	441,184	595,371	740,332	933,443	1,076,711	1,233,456	1,383,968	1,593,841	1,843,267	
うち未収金			121,937	116,895	97,188	89,279	87,245	85,906	84,643	83,275	81,896	80,467	78,864	
流動負債 (K)			767,069	747,202	689,310	652,571	599,899	546,855	519,517	474,624	403,473	359,070	337,922	
うち建設改良費分			732,556	693,041	634,123	597,384	544,712	491,668	464,330	419,437	348,286	303,883	282,735	
うち一時借入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金			30,739	50,347	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	

表 15 投資・財政計画 資本的収支(公共+特環+農排+漁排) (単位：千円)

区 分		年 度	(決算)	(予算+繰越)	計 画 期 間									
		令和3年度	令和4年度	(予算)令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
資本的 収支 (税込)	資本的 収入	1. 企業債	384,800	513,800	557,900	475,800	344,600	337,300	219,800	271,800	198,300	268,500	257,600	209,800
		うち資本費平準化債	200,000	243,400	227,600	195,500	167,500	126,600	79,200	43,400	18,000	400	0	0
		2. 一般会計出資金	76,970	74,401	69,333	68,906	65,909	63,015	48,756	44,223	26,602	6,359	538	113
		3. 一般会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 一般会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 一般会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国(都道府県)補助金	179,694	267,017	346,300	302,450	187,990	228,150	131,900	220,850	174,600	268,570	258,520	206,620
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工事負担金	8,795	10,297	11,468	8,111	8,111	8,111	8,111	8,111	8,111	8,111	8,111	8,111
		9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)		650,259	865,515	985,001	855,267	606,610	636,576	408,567	544,984	407,613	551,540	524,769	424,644	
(A)のうち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計(A)-(B) (C)		650,259	865,515	985,001	855,267	606,610	636,576	408,567	544,984	407,613	551,540	524,769	424,644	
資本的 支出		1. 建設改良費	397,528	566,526	698,427	596,975	390,255	459,985	302,733	470,822	382,186	555,241	535,343	439,834
		うち職員給与と費	14,845	15,718	17,723	17,829	17,936	18,044	18,153	18,260	18,370	18,482	18,591	18,703
		2. 企業債償還金	749,520	732,558	693,041	634,123	597,384	544,712	491,668	464,330	419,437	348,286	303,883	282,735
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. その他	3,722	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)		1,150,770	1,299,084	1,391,468	1,231,098	987,639	1,004,697	794,401	935,152	801,623	903,527	839,226	722,569	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		500,511	433,569	406,467	375,831	381,029	368,121	385,834	390,168	394,010	351,987	314,457	297,925	
補 填 財 源		1. 損益勘定留保資金	465,483	408,680	377,110	350,954	365,009	349,422	372,691	369,841	377,545	328,344	291,719	279,162
		2. 利益剰余金処分額	0	0	0	460	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. その他	35,028	24,889	29,357	24,417	16,020	18,699	13,143	20,327	16,465	23,643	22,738	18,763
計 (F)		500,511	433,569	406,467	375,831	381,029	368,121	385,834	390,168	394,010	351,987	314,457	297,925	
(E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)		6,183,783	5,965,025	5,829,884	5,671,561	5,418,777	5,211,365	4,939,497	4,746,967	4,525,830	4,446,044	4,399,761	4,326,826	

表 16 投資・財政計画 一般会計繰入金(公共+特環+農排+漁排) (単位：千円)

区 分		年 度	(決算)	(予算)	計 画 期 間									
			令和3年度	令和4年度	(予算) 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収支			422,419	448,544	466,984	487,905	479,107	523,477	478,953	500,227	501,016	523,893	532,942	537,070
うち基準内繰入金(一般会計負担金)			409,419	448,544	466,369	487,905	479,107	523,477	478,953	500,227	501,016	523,893	532,942	537,070
うち基準外繰入金(一般会計補助金)			13,000	0	615	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支			76,970	74,401	69,333	68,906	65,909	63,015	48,756	44,223	26,602	6,359	538	113
うち基準内繰入金(一般会計出資金)			76,970	74,401	69,333	68,906	65,909	63,015	48,756	44,223	26,602	6,359	538	113
うち基準外繰入金(一般会計出資金)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			499,389	522,945	536,317	556,811	545,016	586,492	527,709	544,450	527,618	530,252	533,480	537,183

第6章 今後の取組予定

持続可能な下水道経営の推進に向けて、今後は下記の事項の取組を進めます。

(1) 今後の投資について

項目	取組内容
①広域化・共同化・最適化に関する事項	平成30年1月に国土交通省等から「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」が通知され、下水道事業の広域化を推進することが求められています。本市においても、富山県や近隣市町村と協働し、広域化・共同化に向けた検討を進めます。
②投資の平準化に関する事項	今後、維持管理情報を起点としたストックマネジメントサイクルを確立し、投資の最適化/平準化を進めます。
③民間活用に関する事項 (PPP/PFI など)	将来の更新需要の増加に備え、民間の資金・ノウハウを活用した事業手法について検討を進めます。下水道事業における民間活用には以下の手法があり、それぞれの特徴を踏まえて導入の可否を検討します。 <u>DBO方式</u> 公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。 <u>PFI(従来型)</u> 民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。 <u>PFI(コンセッション方式)</u> 施設の所有権を公共が有したまま、運営権を民間に設定する方式。

(2) 今後の財源について

項目	取組内容
①水洗化率に関する事項	下水道使用料収入の確保のため、広報での周知や戸別訪問等を行い水洗化率の向上と使用料の増収を図ります。また、未接続世帯の調査分析を行い、水洗化率向上に向けた取組について検討を進めます。
②下水道使用料の見直しに関する事項	今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の低迷が見込まれる中、定期的に下水道使用料改定の必要性を検証します。
③その他の取組 (資金残高等に関する事項)	他団体との比較等を通じて、適正な一般会計負担金や資金残高の水準について検討を進めます。

(3) 今後の投資以外の経費について

項目	取組内容
①民間活用に関する事項 (包括的民間委託など)	下水道施設の維持管理において、包括的民間委託の対象範囲拡大に向けた検討を進めます。
②職員給与費に関する事項	今後、施設更新需要の増加が見込まれる中、適正な職員数を検討します。
③動力費に関する事項	今後の更新事業において省エネ型機器の導入を検討します。
④修繕費に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検調査を実施し、突発的に発生する事故を未然に防ぐことにより、修繕費の低減を図ります。
⑤委託費に関する事項	①と同様

第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は令和14年度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。そこで、変化する社会情勢を踏まえつつ本経営戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、年度毎に点検・評価(モニタリング)を行うとともに、概ね5年以内に経営戦略を改定します。

今後は、「計画策定(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-見直し(Action)」のサイクルを活用して、本経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期戦略策定に反映します。

第8章 経費回収率の向上に向けたロードマップ

「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」(国水下事第56号 令和2年3月31日)に基づき、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を表17に示します。

今後は5年に1回の頻度で、下水道使用料改定の必要性を検証します。

表17 経費回収率の向上に向けたロードマップ

		(現在) R4	本経営戦略計画期間										
			R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
使用料改定の 必要性検証	下水道経営のモニタリング		← 経営目標：経費回収率100% →										
	使用料改定の必要性検証 経営戦略改定	●	5年毎 ●					5年毎 ●					
収入増加の ための取組	使用料改定に向けた作業							← 必要に応じて →					
	使用料改定							必要に応じて ●					
	下水道接続の促進		← 経営目標：水洗化率96% →										
支出削減の ための取組	広域化の推進 (農排白川地区の統合)		← 施設統合工事 →										
	広域化の推進 (農排十二町地区の統合)		・ 令和元年度に公共下水道に統合済										
	施設老朽化対策の推進 (投資の平準化)		←					→					
	包括的民間委託の導入		・ 白川地区のマンホールポンプ維持管理業務に包括委託を導入予定(R8以降) ・ 公共下水道、特環公共下水道の処理場及びポンプ場は包括委託を導入済										